

**子どもの遊び場としての公園の現代的課題
- 子どもの運動と子育て支援との視点から -**

佐々木 徹雄・中田 喜一・吉森 恵

**Contemporary issues in parks as children's playgrounds:
From the perspective of children's exercise and
childcare support**

Tetsuo Sasaki, Kiichi Nakata, Megumi Yoshimori

神戸医療福祉大学紀要 第20巻 第1号

(令和元年12月)

<研究ノート>

子どもの遊び場としての公園の現代的課題
—子どもの運動と子育て支援との視点から—

佐々木 徹雄・中田 喜一・吉森 恵

Contemporary issues in parks as children's playgrounds :
From the perspective of children's exercise and childcare support

Tetsuo Sasaki, Kiichi Nakata, Megumi Yoshimori

In this paper, we will discuss the current situation and issues regarding local parks as useful for children's health development. In recent years, with urbanization, there is a lack of an environment called "playground" for performing physical activities necessary for its development, and there is a social demand for parks that incorporate the needs of child-rearing households.

This paper focuses on surveys on child-rearing needs in Fukusaki Town, and gives an overview of park policy trends that respond to new needs of child-rearing households. Point out that a playground has been born as a place to support new children's movements, and unravel the contemporary significance of "safety" and "zoning".

In this paper, we will consider the modern significance of local playgrounds by taking these situations as new childcare support possibilities and challenges.

Key words : Children's exercise, Childcare content health, Local childcare support, Public-private partnership, Park policy
子どもの運動、領域「健康」、地域の子育て支援、官民連携、公園政策

1. 保育と子どもを取り巻く環境の変化

『保育所保育指針』、『幼稚園教育要領』、『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』は平成29年3月に改定され、平成30年4月より適用になった。今回の改定では、保育所、幼稚園、認定こども園を幼児教育施設として認められ、その中でも大きな特徴として、学校教育の基礎を培う場として小学校以降の教育の持続が明確に示された。「幼稚園教育要領」の中の前文には、「幼児の自発的な活動として

の遊びを通しての総合的な指導をする際に広く活用されるものとなることを期待し、ここに幼稚園教育要領を定める」と示している¹⁾。

また、指針の内容については、『幼稚園教育要領』、『保育所保育指針』、『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』の中で、「幼児教育」としての共通化が図られた。3歳未満の保育は、保育所と認定こども園で共通し、それが、3歳以降の幼児教育につながり、更に幼児期以降の小学校教育の基盤となっていくのである。そのなかで、幼稚園と保育所で

の教育を同等のものにしていく必要が明らかになった。このように、幼稚園、保育所、認定こども園を含めて、「幼児教育」としての乳幼児期にふさわしい教育を実施することになった²⁾。

『保育所保育指針』では、特に乳幼児期の教育とはどうすべきか、という点について、身近な環境への能動的な関わりが乳幼児期に相応しい教育（保育）のあり方であり、保育内容の5領域（健康・人間関係・環境・言葉・表現）であり、それを支える養護であることが示されている。それらを計画的に進めていくためのカリキュラムがあり、「ねらい」を整理した全体的な計画に合わせて柔軟に指導するやり方を示す指導計画からなる。そして特に、保育所も「幼児教育を行う施設」になったことを実践、評価、反省などを行うようにすべきこと、乳児保育（3歳未満児の保育）のこれまでの方法や原理を大事にしながらもより丁寧に展開し、子どもの育ちを発達の初期からより深く支えるものに発展させることが大事であるとされている³⁾。

現代では社会状況が変化し、子どもの生活体験の不足などから、子どもに基本的な技能などが身につけていないなどの状況がある。子ども同士の遊びは社会性やそのスキルを得るためにも大切なものである。また、「幼児教育で育てほしい10の姿」の一つに「健康な心と体」があげられている。しかし、外遊びの時間も相当に減り、家庭や地域で遊ぶ相手も親に限られるようになってきている⁴⁾。

このような状況の中で、何が重要になるかを考える時、子どもの生活と遊びを通じた成長や発達を支援し、子どもにとって最も適当な環境を提供することが重要になってくるのではないだろうか⁵⁾。

2. 子どもが運動できる環境

文部科学省の『幼児期運動指針』⁶⁾では、幼児期における運動の意義について、次のように示している。「幼児は心身全体を働かせて様々な活動を行うので、心身の様々な側面の発達にとって必要な経験が相互に関連し合い積み重ねられていく。」ここに示されるように、子どもにとって体を動かすことは、心身の発達に欠かすことのできないものである。そのためには「幼児期において、遊びを中心とする身体活動を十分に行うこと」が重要であることが記されている。また、この『幼児期運動指針』は、幼児期の運動の在り方について次の3点を示している。「①多様な動きが経験できるように様々な遊びを取り入れること」、「②楽しく体を動かす時間を確保すること」、「③発達の特性に応じた遊びを提供すること」の3点である。遊びは、子どもの心身の発達にとって重要な、体を動かす機会そのものである。

しかし現代社会では、都市化に伴い、「遊び場」の不足が叫ばれるようになって久しい。日本小児保健協会の調査⁷⁾では、近年20年間を通して、約3-4割の子どもが、近所に安心して遊ぶことのできる環境がないことが明らかになっている。遊びは、子どもが環境と関わりながら発展していくものである。例えば、子どもが鬼ごっこを楽しむためには、ある程度の広さをもった空間が必要である。反対に、ある程度の広さのある空間にいる子どもは、鬼ごっこなどの走り回る遊びをすることを、その環境から誘われることもあるだろう。子どもの遊びにとって、環境がもつ影響力は無視することのできないものである。しかし、子どもが「遊びを中心とする身体活動を十分に行うこと」が、心身の発達にとって不可欠であるものの、その発達に必要な身体

活動を行うための「遊び場」という環境が不足しているのである。そして、この子どもが運動を含んだ遊びができる環境の不足という事実は、基本的には、認定こども園や保育所や幼稚園の「幼児教育を行う施設」の園庭などの空間のみに限定されない、地域の遊び場をも含んだ、遊び場の不足である。

前述のように「幼児教育を行う施設」と位置づけられた各園であるが、その中で行われるべき幼児教育・保育の内容の一つには、運動や健康に関わる領域である、領域「健康」がある。これは「健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う」⁸⁾ことを目指す領域である。認定こども園・保育所・幼稚園で行われる幼児教育・保育は、このことを踏まえて計画・実施される。こうして、通園する子どもには、園生活における遊びや生活の中で、健康な心と体を育てるための環境や発達の機会を、できる限りに確保されることとなる。しかしこのことは、子どもの園生活の、時間的・空間的な内において、という限界を含んでいる。通園していない子どもや、登園しない曜日や時間の子どもの、生活や遊びを通しての発達を考える時、この課題は各園内の課題としてのみならず、地域の子育て支援に接する課題として浮かび上がってくる。

子育て支援の領域からこの問題を考えると、待機児童問題や、保護者の就労との調和、家族や社会のあり方の変化に伴う保護者の孤立化など、子育てに関する現代的課題にまつわる、子育てのしづらさの問題は、一挙に解決することのできない複雑で難しいことではある。こうした難しい社会状況の中で、これまでの子育て支援に関する政策は、一つ一つの問題に対応を迫られ、行われてきた。そして現在の子ども・子育て支援新制度では、地域の実情に応じた支援を行うために、市町村

が5年を1期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定することとされている。そして、その策定に当たっては、住民向けのアンケート調査（ニーズ調査）が行われる。その事業の射程とする範囲については、市町村が地域の実情に応じ、市町村子ども子育て支援事業計画に従って実施する事業である「地域子ども・子育て支援事業」の概要⁹⁾を眺めてみると、その幅広さが理解できる。しかし、遊び場である公園の問題については、その範囲に収められていない。しかし一方では、各市町村のニーズ調査を見てみると、子育て世帯からの意見として、遊び場の不足に関わる意見が散見される。このような状況は、子育て支援の枠組みについての問い直しの契機となりうる重要なポイントとして浮かび上がっている。

3. 本論の目的

本論では、幼稚園、保育所、認定こども園以外の遊ぶ場として、子どもの心身の発達に寄与する運動ができる公園が、どのような状況にあるのかを「福崎町第2期子ども・子育て支援事業計画策定にかかるニーズ調査報告書」を分析対象としつつ、近年新たに出てきている子育て世帯のニーズを確認する。その上で、子育て世帯のニーズに対応する公園政策動向を概観し、その可能性と課題をまとめつつ、遊び場の現代的意義を提示したい。

4. ニーズ調査から見る、遊び場不足感の実態

現代の地域社会において、公園等の子どもが屋外で遊ぶ環境が減少してきている。安心・安全が重視され、危険性は管理出来ることであり管理されなければならないという考え方

に変化してきている。とりわけ、公園は国においても子育て支援に重要だということが指摘されており、指定管理者制度等の民間及び地域活力を導入し様々な先進的取り組みがなされはじめてはいるが、まだまだ地方の公園にまでは波及していない状況である。

『福崎町第2期子ども・子育て支援事業計画策定にかかるニーズ調査報告書』¹⁰⁾において、「教育・保育環境の充実など子育て支援に關しての意見を自由に書いてください」というような設問に対しても、以下のようなコメントが多く出ている。

- ・ のびのび遊ばせることができる大きな公園が欲しいです。
- ・ 身近な場所に小さな子どもが遊べる公園が欲しいです。
- ・ 遊具を充実させて欲しいです。
- ・ 公園の整備を徹底して欲しいです。

自由回答からわかるのは、未就学児等が遊ぶ公園が近所にないと感じている子育て世帯が多いことである。ここでは、遊具や公園の数が足りてないことを子育て世帯が感じていることが示されている。また、2017年度の福崎町子ども・子育て支援事業計画（中間見直し）の調査データ¹¹⁾を見てみると、地域の子どもの遊び場について日ごろ感じていることを、子育てをしている世帯に聞いたところ、「雨の日に遊べる場所がない」が最も多く64.3%、2番目に「近くに遊び場がない」が60.3%、3番目に「遊具などの種類が充実していない」が50.6%というニーズが伺える。

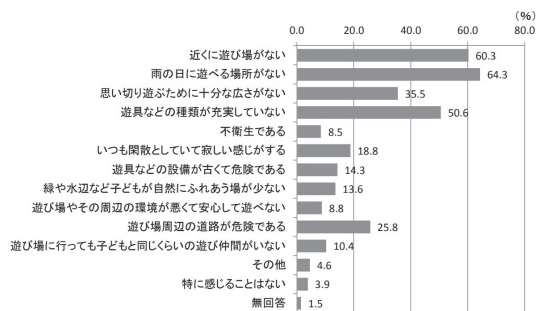


図1 子育てを支援する生活環境の整備に関するニーズ
福崎町：福崎町子ども・子育て支援事業計画（中間見直し）について（2章）、2017から抜粋）

また、これらの福崎町における子育て支援の調査は、あくまで、親の主観的な感じ方の問題を示しているデータであり、実態として福崎町の公園数が他の自治体と比較して多いか少ないかまでは示せていない。それゆえ、本論ではまず、兵庫県の公園数が他の自治体と比較して、その上で福崎町の子育て世帯が感じるいわゆる「公園の少なさの問題」が一般化出来るのかどうかについて確認したい。

まず、実際に、福崎町の子育て世帯が感じるように、実態として身近な公園数は絶対数として少なくなっているのだろうか。兵庫県内の各自治体の公園数が少なくなっているかどうかの地域別の比較データはないものの兵庫県において全国とどのぐらい公園数があるかは総務省統計局の「統計でみる都道府県のすがた 2019」¹²⁾において、公園数のデータが掲載されている。都市公園数（可住地面積100km²当たり）で、1位東京都（575.83）2位神奈川県（512.62）3位大阪府（482.50）・・・6位兵庫県（213.80）である。つまり、現在において兵庫県は公園数が他の自治体と比較して著しく少ないわけではない。全国でも上位の公園数であることが確認出来る。

横断的な地域差ではないとするならば「公園の少なさの問題」は、縦断的な時系列で見

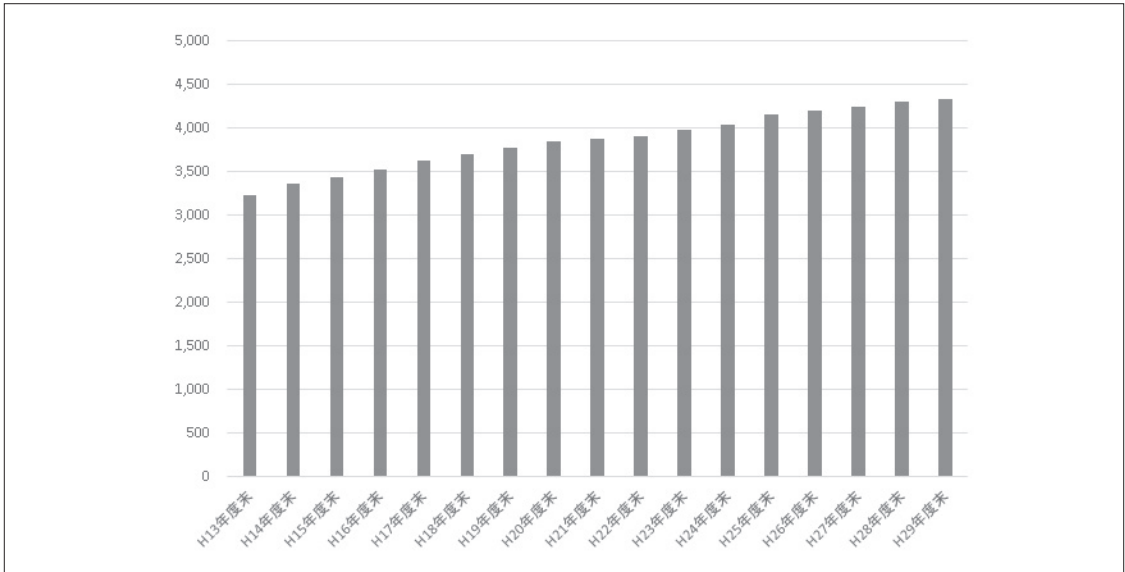


図2 都市公園等の開設箇所数の推移 (平成13年度末~29年度末)
国土交通省：都市公園データベース「都道府県別の都市公園等の箇所数の推移」2018より作成

ると大幅に減少しているといえるのだろうか。以下に、推移を図で示す。

国土交通省の「都道府県別の都市公園等の箇所数の推移」¹³⁾を見ても、公園数の実数そのものが減少しているわけではなく、微増していることがわかる。また、隣接する都市である、姫路市のデータ¹⁴⁾を見ても、兵庫県全体と同様に微増傾向にある。

表1 都市公園等状況

区分	平成25年		26年		27年		28年		29年	
	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積
総数	1,219	520.88	1,226	523.17	1,238	523.63	1,237	523.48	1,249	525.18
都市公園等	881	475.60	894	478.37	869	471.36	919	481.23	925	482.04
市区公園	732	383.29	741	383.37	753	389.83	766	389.94	772	390.56
近隣公園	28	44.27	29	45.37	29	45.37	29	45.37	29	45.17
地区公園	11	39.87	12	40.19	12	41.86	12	42.50	12	42.89
総合公園	7	141.74	7	141.74	7	141.74	7	141.75	7	141.75
運動公園	1	8.00	1	8.00	1	8.00	1	8.00	1	8.00
風致公園	1	0.45	1	0.45	1	0.45	1	0.45	1	0.45
河川緑地	50	51.10	50	51.10	50	51.10	50	50.68	50	50.68
税街緑地	1	72.83	1	72.83	1	72.83	1	72.83	1	72.83
都市緑地	9	9.12	9	9.12	9	9.12	9	9.12	9	9.12
緑道	6	11.26	6	11.26	6	11.26	6	11.26	6	11.26
市立公園	35	8.67	37	9.33	37	9.33	37	9.33	37	9.33
その他	338	45.28	332	44.80	332	42.94	318	42.25	324	43.14
市民広場	2	0.69	2	0.69	2	0.69	2	0.69	2	0.69
スポーツ広場	133	30.04	130	29.77	131	28.10	132	28.27	135	29.12
テニスコート	192	10.97	189	10.76	188	10.57	173	9.71	176	9.75
その他	11	3.58	11	3.58	11	3.58	11	3.58	11	3.58

資料：公園緑地課

姫路市：姫路市統計要覧 2016より抜粋

このことから兵庫県全体及び近隣の公園の絶対数がその他の地域と比較して減少してい

るわけではないということがわかる。つまり、データで分かる実数としては公園の数量的な設置数の増減については着目すべき点を見つけることは困難である。

それでは、どうして、福崎町の子育て世帯の調査で出てきた「雨の日でも遊べる」、「安全な遊具をたくさん作ってほしい」というニーズが子育て支援で出てくるのだろうか。これは公園の数量的な少なさの問題もあるが、公園の設計や遊具の質の問題もかなり大きいのではないかと考えられる。つまり、公園の供給に対する数の問題ではなく、子どもが遊ぶための環境としての質が、現代社会の中で問い直され始めていると考えられる。その環境とは、ハードとしてのみの公園というより、前述の自由回答に見られるような「のびのび遊ばせることができる大きな公園」であり、「身近な場所」にある「小さな子どもが遊べる公園」であり、「遊具が充実」し、「整備が徹底」された公園である。そして、前述の日本保健協会の調査にも見たような、子どもが「安心して遊ぶことのできる遊び場」が

近所に不足しがちである現代の都市環境を考えれば、この保護者からのニーズが、ある一定の安全性が確保されている環境へのニーズであることは予想に難くない。子育て中の親と子が共に安心出来る「安全な遊び場」へのニーズである可能性が指摘できるのである。

5. 公園の遊具の安全性への視点 ーリスク、ハザード、ゾーニングー

本節では、親と子が安心できる遊び場の減少の社会的背景を考える上で、公園の遊具の安全性について考察する。安全性をリスク・ハザードの区分けを国が推進しようとしていることを次節で提起しつつ、子どもの発達に必要な遊具の減少、屋内型の安全な施設を概観し、子ども、そして子育て中の親にとっての現状を概観する。

日本の公園の遊具について減少していると応える子育て世帯は、約7割にも及ぶ¹⁵⁾。このような子育て中の世帯の意識の社会的背景には、公園の遊具を怪我のリスクの対象としての側面が強調されて捉えられていることがある。実際に、消費者庁において、中程度の事故や怪我は公園・広場で起きる事故が多いので、注意を喚起している現状がある¹⁶⁾。

日本の公園に関する遊具の安全は、国土交通省の出している『都市公園における遊具の安全確保に関する指針改訂第2版針（以下、遊具指針）』¹⁷⁾が存在している。国土交通省の『遊具指針』は、リスクとハザードの危険の分類をしており、その上でハザードを避けるものとして遊具に関してレベルを設定するようにして、ハザードレベルの高い遊具は修繕及び撤去を進めている。『遊具指針』によれば、リスクは、「遊びの楽しみの要素で冒険や挑戦の対象となり、子どもの発達にとって必要な危険性は遊びの価値のひとつであ

る」¹⁸⁾とし、ハザードは、「遊びが持っている冒険や挑戦といった遊びの価値とは関係のないところで事故を発生させるおそれのある危険性である」¹⁹⁾としている。

しかし、リスクとハザードのこうした定義については曖昧さが残る。何故ならば、一般的に遊具にしても、小学生対象の児童向けのものを幼児が遊んだ場合、小学生においてはリスクだったものがハザードになる場合等が多くある。こうした事態を国土交通省も懸念しており、以下のように指摘している。

「幼児が小学生用遊具を利用することは、その遊具を安全に利用するために必要な運動能力、危険に関する予知能力、事故の回避能力などが十分でないため、ハザードとなる場合がある。～中略～都市公園の遊び場は、幅広い年齢層の子どもが利用するものであり、一つの遊具において全ての子どもの安全な利用に対応することは困難であるため、遊具の設置や管理に際しては、子どもの年齢層などを勘案する必要がある。」²⁰⁾

このように、国がリスクとハザードをわけてハザードを除去する方向性に対して、松野は、日本と欧州と米国を比較して、その上で上述した日本の国土交通省のようにリスクとハザードは独自のものと指摘している²¹⁾。つまり、欧州における、遊びの価値を大切に、リスクを残すための考え方と、米国のハザード除去を基本とした考え方との間に差があり、日本は両者を前提とする形で導入したものであると指摘している。そのため、ハザードであるものがリスクになっていたりすることが生じてきている。子育て支援にとって重要なことは、リスクとハザードと二者択一にしてどちらかを選ぶのではなく、ハザードを認識し対処していったりリスクをとれる環境を

作る前提としての概念にすることだと、松野は指摘しているのである。

また、大阪府営公園を運営している財団法人公園協会においては、「遊具事故ゼロ」が目指されている。中橋らの調査研究においては、公園協会では、情報、品質、利用管理を徹底すべきだとされている²²⁾。中橋らの研究では、実際にゼロにすることは難しいが管理の徹底をすることでゼロを目指すべきだという前提の上で議論がなされている。

しかし、実際には、国や公園管理者がどれほど安全対策をしようとも、遊具それ自体が目的としている年齢層以外が利用するとそれが容易にハザードになってしまうということは明白である。だからこそ、『遊具指針』においても「遊具の設置や管理に際しては、子どもの年齢層などを勘案」という対処法とセットで出てきているのであるが、公園にある遊具に全て年齢別に遊び分けることを未就学児はするだろうか。実態として大きな疑問がある。

このような点を踏まえれば、遊具や空間に対してゾーニングをする必要が出てくるだろう。つまり、現状では一つの公園にも複数の対象向けに健康器具や遊具が設置されている状況の中で、その一つ一つに年齢設定をする必要がある。また、遊具を撤去し健康器具に変更されている現状があり、さらに年齢ごとに利用者を限定しなければならない。

上述のように未就学児の安心・安全を守るためにゾーニングと有料化をしている公園がある。たとえば、大阪府天王寺区にある天王寺公園の「てんしば」のケースがある。「てんしば」は、大阪市天王寺区にあり、天王寺公園のエントランス部を多目的に利用できるゾーンとして官民連携で再整備した。整備以前は、日常的な利用が困難になっていたのだが近鉄不動産が管理することになり市民が使

う広場としてイベント中心の広場に生まれ変わった^{23), 24)}。

そして、この「てんしば」には「プレイヴィル天王寺公園」が設営された。これはボーネルンド社が「室内あそび場と屋外あそび場を組み合わせ、あそびの「場」として重要な役割を果たす日本の公園を、もっとたっぷり遊べて、もっと居心地の良い家族の居場所になりたい」とのコンセプトで有料のサービスとして公園に隣接する形で設置しており、天王寺公園以外では、大阪城公園にも存在する。主なサービスは以下のようになっている²⁵⁾。

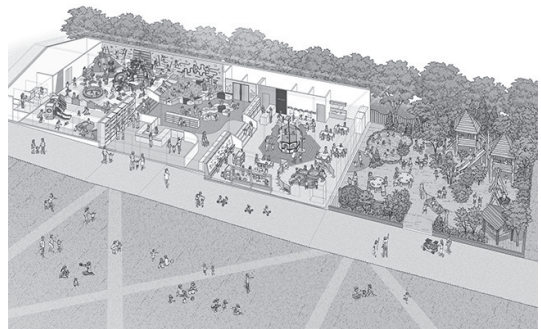


図3 ボーネルンドプレイヴィル天王寺公園

ボーネルンド：あそび場の運営、Playville（プレイヴィル）について

<https://www.bornelund.co.jp/playground/playville> より抜粋

ボーネルンドプレイヴィルは、屋内、屋外どちらも遊び場が天王寺公園に上述のように隣接されており、「安全かつ自由に」子どもが遊ぶことが出来る空間がある。たとえば、「てんしば」では、毎日、朝と夜に掃き掃除や拭き掃除、遊具ひとつひとつの除菌等の清掃や、屋内のボールプールも除菌清掃も定期的に行われている。また、屋内遊具の「イメージネーション・プレイグラウンド」という瓦礫のブロックも置かれているが、これもポリエチレン・フォームという素材を使っており

安全な素材である。

「てんしば」に作られた、有料の遊び場においては、確かに安心・安全を実現することは可能であると思われる。また、屋内型はポーネルドだけではなく、IT企業がプロジェクションマッピングを活用して砂場で映像で投影された虫探しを出来るようにしたりと、少しずつではあるが全国に広がりつつある²⁶⁾。

6. 都市指定管理者型公園の成功事例の到達点

「てんしば」の「プレイヴィル」のような官民超えての公園管理の実践は、親子の安全な遊び場として一つの成功した事例であると言える。有料のサービスとりわけポーネルド社のプレイヴィルの衛生管理や安全管理や「てんしば」全体として、24時間巡回する人員を配備して安全管理を徹底されている。公園による遊び場創出の成功例であることに疑いはない。しかしながら、この計画は経済的な面で大規模なものである²⁷⁾。そして、地域のすべての子どもが安心して運動のできる遊び場の形成の視点から捉えると、あくまでも一側面からの成功事例として参考にするべきである。本論で行なった考察は、そのためのキーワードとして、「安全性」と「ゾーニング」という二つの点が重要になっていることを、導き出したのである。

7. 結論

本論では、子どもの健康発達に役立つものとして、地域の子育て世帯において一番身近と考えられる公園についての現状と課題について論じた。保育の営みや子どもを取り巻く社会背景の変化、近年の都市化に伴い、その

発達に必要な身体活動を行うための「遊び場」という環境が不足している。その中で、子育て世帯のニーズは、公園という遊び場に求めること、遊び場像の変化を示している。

福崎町の子育てニーズ調査を主な分析対象とし、子育て世帯の新たなニーズに対応していると考えられる公園政策動向を概観した。その上で、親世代のニーズと国の遊具の安全性管理の方針、そして都市の民間資本を取り込んだ公園政策の3つのアクターの結節点の事例を紹介し、都市的空間の中で、新しい子どもの運動を支える場として遊び場が生まれていることを指摘し、「安全性」と「ゾーニング」の現代的な意義を抽出した。

また、これらの状況について、新たな子育て支援の可能性とその課題として捉えた。このような地域の遊び場としての公園のあり方の変化から、今後の子どもの健康発達や、それに寄与する子どもの運動のための環境づくりという子育て支援を考える際における、遊び場像の再考の必要性という新たな課題を明らかにしたことを本論の到達点としたい。

謝辞

本研究に際し、福崎町教育委員会に『福崎町第2期子ども・子育て支援事業計画策定にかかるニーズ調査報告書2019』の資料を情報提供いただきました。厚く感謝申し上げます。

注

- 1) 平成29年告示 幼稚園教育要領 保育所保育指針 幼保連携型認定こども園教育・保育要領<原本>、5-6、チャイルド社、2017
- 2) 無藤隆：幼稚園教育要領 保育所保育指針 幼保連携型認定こども園教育・保育要領 3 法令おたすけガイド、6、ひかりのくに、2018

- 3) 無藤隆・汐見稔幸・大豆生田啓友編著：3法令から読み解く乳幼児の教育・保育の未来、6-10、中央法規、2018
http://www.mlit.go.jp/crd/park/joho/data/base/t_kouen/ (2019年9月27日閲覧)
- 4) 無藤隆編著：ここが変わった！平成29年告示 幼稚園教育要領 まるわかりガイド、9、チャイルド社、2017
- 5) 網野武博：平成30年度保育士養成研究所報告書、13、全国保育士養成協議会 保育士養成研究所、2019
- 6) 文部科学省：幼児期運動指針ガイドブック、2012
http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/undousisin/1319772.htm (2019年9月27日閲覧)
- 7) 日本小児保健協会：幼児健康度に関する継続的比較研究、2011
http://www.jschild.or.jp/book/pdf/2010_kenkochousa.pdf (2019年9月27日閲覧)
- 8) 厚生労働省：保育所保育指針、2018
- 9) 内閣府：地域子ども・子育て支援事業の概要
<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/faq/pdf/jigyousya/handbook7.pdf> (2019年9月27日閲覧)
- 10) 福崎町：福崎町第2期子ども・子育て支援事業計画策定にかかるニーズ調査報告書、2019
- 11) 福崎町：福崎町子ども・子育て支援事業計画（中間見直し）について、2017
<http://www.town.fukusaki.hyogo.jp/000002376.html>
 (2019年9月27日閲覧)
- 12) 総務省統計局：統計でみる都道府県のすがた2019、2019
<https://www.stat.go.jp/data/k-sugata/naiyou.html> (2019年9月27日閲覧)
- 13) 国土交通省：都市公園データベース「都道府県別の都市公園等の箇所数の推移」、2018
- 14) 姫路市：姫路市統計要覧、2016
<https://www.city.himeji.lg.jp/toukei/h01/h0116/h0116.html> (2019年9月27日閲覧)
- 15) ボーネルンド：昔と今の公園に関する意識調査、2017
<https://www.bornelund.co.jp/contents/uploads/sites/2/2017/04/d9d41f0cb72b4d470ee07db1f6a68c60.pdf> (2019年9月27日 閲覧)
- 16) 消費者庁：News Release 遊具による子供の事故に御注意！、2016
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/pdf/160210kouhyou_1.pdf (2019年9月27日閲覧)
- 17) 国土交通省：都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）、2008
<https://www.mlit.go.jp/common/000022126.pdf> (2019年9月27日閲覧)
- 18) 国土交通省：都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）、8、2008
- 19) 同上、8
- 20) 同上、8
- 21) 松野敬子：遊具の安全規準におけるリスクとハザードの定義に関する一考察、社会安全学研究、(3)、51-73、2012
- 22) 中橋 文夫、三尾 尚己、永井 英樹：大阪府営公園の遊具事故ゼロを目指したりスクマネジメントの研究、ランドスケープ研究、73 (5)、719-724、2010
- 23) 白井宏佳：天王寺公園エントランスエリア「てんしば」の運営管理について、日本公園緑地協会、公園緑地、78 (3)、20-23、2017
- 24) 霜田 亮祐・他：天王寺公園エントラン

スエリア「てんしば」のリニューアル計画
について：都市の芝生広場を経営資源化する、
日本公園緑地協会、公園緑地、78 (2)、
24-27、2017

25) ボーネルンド：あそび場の運営、Playville
(プレイヴィル) について

[https://www.bornelund.co.jp/playground/
playville](https://www.bornelund.co.jp/playground/playville) (2019年9月27日閲覧)

26) 朝日新聞：2019年8月17日朝刊

27) 「てんしば」は、それまでの「天王寺公園」
に対して、民間事業者である、近畿日本
鉄道を公園の管理者に指定し、投資回収
期間も20年という長期の運営管理期間を
事業者募集段階で設定した。また、ランド
スケープデザインといった都市政策も勘案
して作られている。結果として、リニュー
アル前よりも、リニューアル後1年間で約3
倍となる420万人が来演する等の成果を
挙げた。(大阪市経済戦略局観光部観光課：
官民協働による新たな都市魅力の創出：
天王寺公園エントランスエリア"てんしば"
の誕生、公園緑地、78 (1)、22-25、2017)

【参考文献】

株式会社ボーネルンド広報室：子育てイン
フラとしての公園の在り方を提案 天王寺
公園、大阪城公園、デンパーク、ボー
ネルンドの取り組み事例、日本公園緑地
協会、公園緑地、79 (1)、20-22、2018